

## 令和元年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和元年8月9日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合2階議場
- 3 出席議員 8名
  - 1番 北村 達夫
  - 2番 鎌倉 文枝
  - 3番 幡野 美智子
  - 4番 中川 義弘
  - 5番 福岡 憲宏
  - 6番 北川 重信
  - 7番 中川 廣美
  - 8番 芦高 清友
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 吉田 弘明  
副管理者 平井 康之  
香芝市市民環境部長 南浦 幸次  
香芝市都市創造部長 奥田 芳久  
王寺町住民福祉部長 竹川 雅敏  
事務局長 ト部 茂和
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

7 会議の事件は、次のとおりである。

議第5号 香芝・王寺環境施設組合手数料条例の一部を改正することについて

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 鎌 倉 文 枝

7番 中 川 廣 美

9 開会 午前9時33分

(議長 北川重信) おはようございます。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会告示第3号をもって、第3回臨時会を招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、出席賜り誠にありがとうございます。

本日案件となっております議案につきまして、慎重にご審議いただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、協力のほどよろしく申し上げます。

それでは最初に管理者から開会の挨拶をお願いします。

(管理者 吉田弘明) 議長。

(議長 北川重信) はい、管理者。

(管理者 吉田弘明) おはようございます。

大変暑い日が続いてございますが、議員各位にはおかれま

してはお元気そうなお顔をされております、大変うれしく思います。本日はそんなかでございますけれども、第3回香芝・王寺環境施設組合議会を開催させていただくことになりました。お忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。また、議員の皆様におかれましては、日頃から組合議会並びに管理運営にご尽力賜りましてまことにありがとうございます。

さて、本日の臨時会の議案でございますけれども、組合手数料条例の改正についての1議案を上程させていただいております。何とぞ慎重審議いただきまして原案可決賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日よろしくようお願い申し上げます。

(議長 北川重信) 有難うございました。

それでは、議事を進行させていただきます。

ただ今の出席議員は、8名でございますので、地方自治法第113条の規定による定数に達しておりますので、令和元年第3回臨時会を開会いたします。

まず、本日の議事日程についてでございますが、お手元に配布の議事日程どおりと致したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議がないようでございますので、お手元の日程どおり、本日の議事日程とすることに決めます。

それでは日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、私より指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議ないようでございますので、2番鎌倉議員、7番中川廣美議員を指名します。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議ないようでございますので、本臨時会の

会期は本日1日といたします。

それでは、日程第3、議第5号、香芝・王寺環境施設組合手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。事務局、議案の朗読をお願いします。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第5号、香芝・王寺環境施設組合手数料条例の一部を改正することについて。香芝・王寺環境施設組合手数料条例の一部を次のとおり改正する。令和元年8月9日提出。香芝・王寺環境施設組合管理者吉田弘明。以上です。

(議長 北川重信) それでは、理事者より提案理由説明をお願いします。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長

(局長 卜部茂和) ただ今、上程になりました議5号香芝・王寺環境施設組合手数料条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書の3ページ及び参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

本案は、組合の搬入手数料について、ごみ処理費用と手数料に差が生じており、受益者負担の適正化及び周辺自治体との格差是正を図るため、本条例の一部を改正するものでござ

います。

具体的には、事業系手数料を10キログラムあたり160円に、家庭系手数料を10キログラムあたり123円に引上げを行うものでございます。施行日、引上げ時期は、令和2年4月1日を予定しております。何卒、慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(議長 北川重信) ただいまより、質疑に入ります。

質疑のある方ご発言願います。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 今、周辺自治体のことをおっしゃったんですが、周辺自治体の金額はいくらになっていますか。

(局長 ト部茂和) 現在、事業系で申しますと、香芝・王寺の手数料は消費税相当額込みで140.4円となっており、同額の自治体が葛城市で、それより高い団体が奈良市、天理市、桜井市の160円、それから上牧町、河合町、広陵町、斑鳩町が150円となっております。あと、香芝・王寺よりも安い団体は、三郷町の140円、大和高田市が134円、大和郡山市及び橿原市が133円、生駒市が123円となっております。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 周辺自治体の中で消費税が上がることにより引上げを予定されているところを教えてください。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 10月の消費税引上げに伴って引き上げる自治体は、大和郡山市、橿原市、葛城市の3自治体を把握しております。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) それは消費税相当分だけ引き上げるということですか。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 消費税相当分だけ引き上げるすると聞いております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 香芝・王寺の引上げ額がでていますが、もともと運営費から計算すれば妥当な金額は出ているんですか。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 引上げに際しまして、過去5年間、平成25

年度から平成29年度分の維持経費を算出しており、平成25年度で154円、平成26年度で222円、平成27年度で157円、平成28年度で176円、平成29年度が168円、5年平均175円となっております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 今話を聞いているとランニングコスト的計算ですね。手元に配布の資料からすると、新施設は、令和4年度から試運転を開始し新しくなっていく、その分の建設費とかそういう経費はまったく組まれていない状況ですね。

新しくできる施設のランニングコストというのは別途計算されているんですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 卜部茂和) 確かにこれから新施設の建設費が必要となります。交付金措置もありますが、起債により借入し、15年、20年で返却していく形となり、将来的に建設費用が増加しますので、将来的にはその辺も検討していく必要があるのではないかと考えております。



(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 建設費はとりあえず除いたとして、焼却していくランニングコストの計算はできているかという質問なんです。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 平成30年度以降につきましては、大体、10キログラムの処理単価を172円で算出しております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) じゃあ、値段にもどるんですが、今のお話の単価を伺っていると170円ぐらいが妥当だというように聞こえるんですけど、じゃあなぜ160円にしたんですか。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 引上げに際しまして、確かに5年平均で175円の処理単価が出ておりまして、175円で引き上げてもいいんですが、県内の状況も勘案して、先ほども説明しまし

たように、事業系でいいますと一番高いところが、奈良市、天理市、桜井市の160円となっており、一番高い団体の160円に抑えさせていただきました。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 他の町との比較は当然大切なんですけど、ごみの量も違いますので、先ほどの話からしたら、ごみの量で割り算しているならごみがたくさん出ているところの方が単価は多分安くなると思うんです。だから、一概に町の規模が違うから奈良市とは比べにくいのかなと思うんですが、あくまで価格的には地域や近隣とかというものに絞ったらどうですか。要は、そういうところがそろっていたら問題が起きにくいということですよね。むしろちょっと高い方が問題が起きないのかと思っていますけれども。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) そうですね、今後の引上げに際しましては、組合の処分量は年間約3万トンですが、同じ処理量位の自治体を参考にし、検討していきたいと思います。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 今後の検討というのは、例えば令和4年という  
ことで、改定する時は、組合の処分量組合処分量年間約3  
万トン同じ処理量位の自治体を参考にし、考えていくという  
ことですか。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 福岡議員のおっしゃるとおりでございます。

(議長 北川重信) 他に質疑がないようですので、質疑を打ち切  
ります。採決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 採決いたします。本案について、原案のとおり  
可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議がないようでございますので、議第5号は原案を可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。

続きまして、日程第4、その他の報告ということで、事務局からの報告を求めます。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) それでは、私の方からその他報告ということで3点ほど報告させていただきます。

まず、1点目、新ごみ処理施設の進捗状況についてご報告させていただきます。

お手元の方に一般廃棄物処理施設（新施設）の整備・運営事業についての工程表をお配りしております。A4の紙1枚でございます。

前回、5月29日の臨時会でもご報告させていただきましたが、事業者との契約締結後、昨年11月から施設建設に向け協議、並行して用地測量及び敷地確認作業を行った結果、建設予定地の南東側について、現施設の都市計画決定区域と敷地範囲の一部にズレが生じていることが判明し、組合側は現在、香芝市、県と協議し、都市計画区域の変更手続きを進

めております。事業者であるクボタ環境サービス側も、配置計画の変更手続を早急に進めており、当初の予定では、8月末には工事等着手の予定でありましたが、先日、事業者側から今年度の変更工程表の提出があり、来年2月下旬には仮設事務所の設置を完了、3月に電気水道通信等の切替工事を終え、4月、新年度に現事務所棟を解体、工事着手の予定となっております。進捗状況については以上です。

続きまして、市外ごみの越境搬入に係る住民訴訟の経過報告をさせていただきます。こちらについては、資料はないんですが、口頭にて報告させていただきます。

現時点での訴訟経過ですが、裁判所の方は被告である組合も限定的に越境搬入を認めており、いつまでも損害賠償請求しないわけにはいかないと考えておられまして、現在、原告、被告が合理的損害額を主張・立証していくこととなっております。6月6日の弁論準備手続第5回におきまして、裁判所の方は解決策として、原告、被告、補助参加人の3者間で合意がなされ、支払がなされることが一番良い考えである旨の意見を述べられました。組合の弁護士の方から、越境期間により損害額に大きな差が出るので、裁判所は越境期間をどう考えているのか心証開示していただきたい旨を述べていただきました。続きまして、7月30日の弁論準備手続第5回におきまして、被告の組合としての損害額を、平成29年度の

手数料改定の基礎とした処理単価16.8円に香芝市がAMカンパニーに行政処分を科した際に認定した期間、平成29年4月、5月の2ヶ月の越境搬入量を計算し、約13万円を主張してもらっています。原告の方は、裁判所に広陵町クリーンセンターへのAMカンパニーの調査嘱託を要請し、採用されております。今後の裁判の審理として、広陵町クリーンセンターへのAMカンパニーの調査結果を踏まえ、原告が主張・立証、被告、補助参加人が反論していく形となっております。住民訴訟の経過については以上でございます。

続きまして最後に、搬入規則の改正の報告をさせていただきます。お手元に搬入規則の改正規則及び新旧対照表をお配りしておりますので、こちらの方をご覧ください。

平成31年3月28日に組合監査委員から、一般廃棄物収集運搬業者に対する処分について、行政監査報告書が提出され、組合規約からして、組合事務を逸脱している。また、一般廃棄物収集運搬業者に対し、組合構成市町及び組合の両方に行政処分権限があり、二重行政となっており、組合が搬入停止等行政処分権限まで持つのはおかしい旨、搬入規則を改正するよう指摘を受け、改正を行いました。規則の改正内容ですが、規則の第6条を改正してありまして、搬入条件及び搬入違反者に対する行政指導及び行政処分を行うとしていた条文を搬入拒否に改正しております。搬入規則の改正につい

ては以上です。以上で報告を終わります。

(議長 北川重信) 局長、報告に対し質疑受けてもよろしいか。

(局長 ト部局長) はい。

(議長 北川重信) 質疑のある方ご発言願います。

(議員 福岡憲宏) はい。議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) まず、訴訟の話なんですけれども、13万円

を取りに行くんじゃないんですけれども、損害額として請求  
しにくいということでもいいですか。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 先ほども説明しましたが、裁判所の方から  
被告、原告双方に合理的損害額を主張・立証していくように  
指示がでており、組合としましては、処理単価16.8円に  
香芝市がAMカンパニーに行政処分を科した際に認定した期  
間、平成29年4月、5月の2ヶ月の越境搬入量を計算し、  
約13万円を主張しております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) 参考までに、その13万円を主張するのに裁

判費用とか弁護士費用ってどれぐらいかかっているんですか。

(議長 北川重信) 暫時休憩します。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部局長) 住民訴訟については、平成30年5月に提訴

され、香芝市の顧問弁護士の小寺法律事務所に弁護を依頼し、

着手金、弁護士報酬として64万8千円を支払っております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) それは弁護士費用で、そこからまた裁判費用

とかかってくるわけですね。勝訴云々となった場合は費用は

かからないかもしれないですけど、これわからないですけど

例えば和解とかそういったことはあるものなんですか。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 組合が敗訴した場合の裁判費用について、裁

判費用には訴訟費用と弁護士報酬の二つが含まれておりまし

て、組合が敗訴した場合、訴訟費用については裁判所が決定

し、原告から請求があれば支払う必要がございます。弁護士



報酬については、地方自治法の規定により住民訴訟特有の定めがあり、組合に対し、報酬額の範囲内で相当と認められる額を請求できることになっています。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) 組合が勝訴すれば、弁護士費用も全額じゃないかもしれないけど相当分請求していけるという解釈ですか。勝訴した場合。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 組合が勝訴した場合、裁判費用のうち訴訟費用については請求可能ですが、弁護士費用は請求できないこととなっております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏) そうでしょうね、確認の為聞きました。次、搬入規則の改正案について、これを読んでいると、組合としては行政指導も処分もしないという話ですよ、規則の6条の1と2と改正分の6条の1をみたら、許可の取消または停

止の行政処分を受けた場合の搬入を拒否すると書いてあるわけなんです、許可を取り消したり停止処分してる場合でも持ってくる人がいるということなんですか。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 改正案、新旧対照表の第6条第1号のところだと思いますが、許可の取消及び事業停止の行政処分は、王寺町、香芝市が処分しますので、許可の取消、事業停止されると自動的に組合へはごみは搬入できないことになります。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) そうすると、ここに書く意味はどういう意味なんですか。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 許可の取消及び事業停止をしても組合に持込む場合も想定されますので、こういう文言にしております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) システム的なことを教えていただきたいのですが、規則を見ていたら、第2条のところに証明書を提出すると書いてますよね。組合に搬入される時は、何らかの証明書を持ってきて、提出する際、紙をみせるのかわからないんですが。行政処分をしたときに、証明書は、市ないし町の方へ返却しているんですか。しないんですか。持ったままなんですか。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 一般廃棄物許可業者に対しては、許可カードを渡しており、随時搬入される方については、香芝市・王寺町の担当窓口で紙の許可証を発行して、組合に搬入された際、うちの方で保管している形です。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) はい、福岡議員

(議員 福岡憲宏) じゃあ、取消を受けた業者ないし、停止を受けている業者は許可証自体を持っていないんじゃないですか。要するに、この6条の1号2号で同じようなことを書いてあるんじゃないかと言ってるんですけど。規則2条に証明書の

提出と書かれているから6条2号部分はないと思うのですが。確認です。規則なので議会は関与しませんが、その辺はそちらの方で検討し、お任せします。

(議長 北川重信) 局長、任せるということでいいね。

(局長 ト部局長) 結構です。

(議長 北川重信) 他に

(議員 鎌倉文枝) はい、議長

(議長 北川重信) はい、鎌倉議員

(議員 鎌倉文枝) 1点だけ、最初の一般廃棄物処理施設の整備の方なんですけど、当初から随分遅れていることにはなりますが、当初の計画からどのくらい遅れ、完成までどれくらい遅れるんでしょう。

(局長 ト部局長) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部局長) 今現在、約6ヶ月工程が遅れている形ですが、クボタ環境サービスには、完成予定である令和4年10月には間に合うよう指示しているところでございます。

(議員 鎌倉文枝) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、鎌倉議員。

(議員 鎌倉文枝) 6ヶ月ですか。私の印象としては、随分いろんな事業が遅れていってるように思うんですが。

(議長 北川重信) 局長、予定表を出してもらうのはいいが、議員として、地元の皆さんにも答える必要もあるので、事前に遅れる事情を報告願いたい。鎌倉議員それでよろしいですか。

(議員 鎌倉文枝) お願いします。

(議長 北川重信) わかりました。局長、遅れる予定であれば、地元のこともあるので、予定表を出す何日か前に議員に集まってもらって報告をお願いします。

(議長 北川重信) 他にないですか。

(なしの声あり)

(議長 北川重信) 他にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。皆様方のご協力によりまして、議事が滞りなく進行できましたことお礼申し上げます。有難うございました。それでは、管理者より閉会の挨拶をお願いします。

(管理者 吉田弘明) はい、議長。

本日議員各位におかれましてはお忙しい中、臨時議会に出席賜り、また、提案させていただきました組合手数料条例の

改正につきまして、原案可決いただきましたこととお礼申し上げます。

また、その他報告の中でご指摘、ご意見いただいたものにつきましては、真摯に受け止めまして、今後の行政執行に生かしていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも当組合の運営並びに新施設建設完成に向けてのご協力をお願い申し上げます。

立秋を過ぎましたけれども、まだ暑うございます。夏祭りや議員活動で大変お忙しいかと思っておりますが、十分にお体ご自愛いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(議長 北川重信) これをもちまして、令和元年香芝・王寺環境施設組合第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時5分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和元年8月9日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員